

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和2年8月27日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2000053 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2000042 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑰に係る標準賞与額については、それぞれ別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第 2 欄に掲げる請求期間①から⑰に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑰に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における別表の第 2 欄に掲げる請求期間⑤、⑥、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮及び⑰に係る上記 1 の訂正後の標準賞与額から、それぞれ別表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、上記別表の第 3 欄に掲げる請求期間⑤、⑥、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮及び⑰に係る標準賞与額 (上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 8 月 15 日  
② 平成 21 年 12 月 20 日  
③ 平成 22 年 12 月 10 日  
④ 平成 23 年 8 月 12 日  
⑤ 平成 23 年 12 月 17 日  
⑥ 平成 24 年 8 月 20 日  
⑦ 平成 24 年 12 月 15 日  
⑧ 平成 25 年 7 月 20 日  
⑨ 平成 25 年 12 月 10 日  
⑩ 平成 26 年 9 月 15 日

- ⑪ 平成 27 年 8 月 15 日
- ⑫ 平成 27 年 9 月 12 日
- ⑬ 平成 27 年 12 月 13 日
- ⑭ 平成 28 年 8 月 10 日
- ⑮ 平成 28 年 12 月 20 日
- ⑯ 平成 29 年 7 月 15 日
- ⑰ 平成 29 年 9 月 20 日

A社から支給された請求期間①から⑰の各賞与について、事業主は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各賞与の届出を行っており、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象として記録してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②、③、⑧及び⑪について、A社から提出された各請求期間に係る賃金台帳により、請求者は、A社から賞与を支給され、各請求期間当時の法定保険料率に基づく厚生年金保険料を事業主により当該各賞与から控除されていたことが確認できることから、各請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与支給額から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。
- 2 請求期間④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯及び⑰について、A社から提出された各請求期間に係る賃金台帳により、請求者は、A社から賞与を支給され、各請求期間当時の法定保険料率に基づく厚生年金保険料より高い（請求期間④、⑦、⑭及び⑯）又は低い（請求期間⑤、⑥、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮及び⑰）厚生年金保険料を事業主により当該各賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯及び⑰に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。
- 3 事業主が請求者の請求期間①から⑰に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該各請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し、政府の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年11月1日（請求期間①から⑤）、同年12月18日（請求期間⑯及び⑰）及び令和2年3月23日（請求期間⑥から⑮）に賞与支払届を提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成

22年1月以降は、年金事務所)は、請求者の請求期間①から⑰に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間⑤、⑥、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮及び⑰について、事業主から提出された各請求期間に係る賃金台帳により、請求者に支給された各賞与額に見合う標準賞与額は、上記2の訂正後の各標準賞与額を超えていることが確認できることから、請求者の別表の第2欄に掲げる標準賞与額を第3欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の各標準賞与額(上記2の訂正後の標準賞与額を除く。)について、請求者は、各請求期間の賞与支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により各賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 別表

第1欄	第2欄	第3欄
請求期間	厚生年金特例法訂正 による標準賞与額	厚生年金保険法 第75条本文訂正 による標準賞与額
① 平成21年8月15日	40万円	—
② 平成21年12月20日	38万5,000円	—
③ 平成22年12月10日	40万円	—
④ 平成23年8月12日	37万2,000円	—
⑤ 平成23年12月17日	34万3,000円	35万円
⑥ 平成24年8月20日	36万1,000円	37万円
⑦ 平成24年12月15日	34万円	—
⑧ 平成25年7月20日	60万円	—
⑨ 平成25年12月10日	49万円	50万円
⑩ 平成26年9月15日	29万4,000円	30万円
⑪ 平成27年8月15日	50万円	—
⑫ 平成27年9月12日	19万7,000円	20万円
⑬ 平成27年12月13日	29万5,000円	30万円
⑭ 平成28年8月10日	40万円	—
⑮ 平成28年12月20日	29万5,000円	30万円
⑯ 平成29年7月15日	46万円	—
⑰ 平成29年9月20日	19万5,000円	20万円